

日本聖約キリスト教団 教規

1963年12月28日	制定
1975年 2月11日	改訂
1979年 2月11日	改訂
1985年 3月21日	改訂
1992年 3月20日	改訂
1997年 3月20日	改訂
2000年 3月20日	改訂
2001年 4月01日	改訂
2003年 3月21日	改訂
2005年 3月21日	改訂
2009年11月23日	改訂
2010年 3月21日	改訂
2010年 7月31日	改訂
2011年 3月21日	改訂
2011年11月23日	改訂
2014年 3月21日	改訂

第1章 総則

第1条 この教規は、日本聖約キリスト教団教憲、宗教法人日本聖約キリスト教団規則並びにスウェーデン聖約キリスト教会との協定書に基づいて細目事項を定めるものとする。

第2章 組織

(構成)

第2条 日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）はその教団総会の議決によって、設立あるいは加盟を認められた各個教会によって構成される。

(設立、加盟、脱退、除名)

第3条 教団の企画する開拓伝道によって形成された信徒の群れが、教会としての設立を希望する時は、その活動状況、教勢また役員の氏名等を明らかにして、文書で責任役員会に申し出るものとする。

- 2 各個教会が開拓伝道または株分けにより新たな教会を設立しようとする時は、その母体となる教会の総会決議を経て、その教会役員会より、新教会の会員予定者、役員予定者また活動計画等を明らかにして、文書で責任役員会に申し出るも

のとする。

- 3 教団に加盟を望む教会は、教団教憲、宗教学法人日本聖約キリスト教団規則及びこの教規を承認した上で、教会員数、牧師及び役員の名、教会の所在地、教会の規則、財産目録、その他の必要事項を明らかにして、加盟を希望する意志を文書によって責任役員会に申し出るものとする。
- 4 前1、2及び3項いずれかの申し出がなされた場合、責任役員会は速やかにその申し出の内容を調査し、特別の事情のない限り、次回の教団総会においてその可否を議決するよう処置しなければならない。また同役員会は、議決に先立って、教団総会において意見を述べるものとする。
- 5 各個教会がその規約に従って議決をし、教団から脱退をする場合は、文書により責任役員会に提出し、教団総会の議決を経なければならない。
- 6 各個教会において教団の構成員として不適当な事情が生じ、また重大問題が起きるならば、責任役員会及び教団総会は除名を含む適正な処置を決定する。7脱退、除名等に伴う財産の帰属決定は、規則第27条の手続きを経るものとする。

(総会)

第4条 教団総会は代表役員によって招集され、開催の2か月前までに告示される。但し、臨時総会の告示の時期はこの限りではない。

(代議員の定数)

第5条 各個教会は次の基準によって選出された代議員及び主任牧師1名を通じて、教団総会において審議権と議決権を持つものとする。

(1) 活動会員数(前年度12月31日現在)

20名未満	1名
20名以上 30名未満	2名
30名以上 45名未満	3名
45名以上 60名未満	4名
60名以上	5名

(2) 教団総会の時期において、各個教会の牧会の責にある主任牧師1名

- 2 代議員は、各個教会の総会において教会員(教職者を含む)の中から選出されなければならない。
- 3 責任役員会の役員は、教団総会での審議権と議決権を持つ。
- 4 教団の企画する開拓伝道の開拓伝道主任者は、教団総会での審議権と議決権を持つ。

(議案の提出)

第6条 代議員は同じく代議員7名以上の賛同者を得て、教団総会に議案を提出できる。ただし、提案は賛同者の署名を付し、文書によって教団総会開催15日以前に責

任役員会を経由してなされる。

第7条 教団総会は議会運営のため次の者を選出する。

- (1) 総会議長及び副議長各1名
- (2) 総会書記若干名
- (3) 記録監査2名
- (4) その他必要とする委員

第8条 教団総会は次の事項を処理する。

- (1) 前条に掲げられた総会の進行に必要な人員の選出
 - (2) 前年度の活動状況の報告の承認
 - (3) 前年度の決算報告及び会計監査報告の承認
 - (4) 諸報告の承認
 - (5) 新規設立及び加盟教会の承認
 - (6) 責任役員を選出及び代務者候補の選出
 - (7) 代表役員を選出
 - (8) 監事を選出
 - (9) 選挙委員の選出
 - (10) 教団の活動計画の審議決定
 - (11) 予算の審議決定
 - (12) 牧師按手札の認証、及び教職者、開拓伝道主任者の認証
 - (13) 基本財産の売却及びその代金の使途決定
 - (14) 教憲、教規、宗教法人規則の制定及び改廃
 - (15) その他必要事項の処理
- 2 教団総会はその処理事項の1部を責任役員会または特定の機関に委託することができる。

(機関)

第9条 教団総会の決議を経て教団の業務を行うため、次の機関が設置される。

- (1) 責任役員会
- (2) 選挙委員会

(責任役員会)

第10条 責任役員会は責任役員たる教職者4名と、同じく責任役員たる信徒4名で構成される。

- 2 責任役員会は次の事項を処理する。
- (1) 教団の活動を指導監督し、これらに関する問題を処理する。
 - (2) 教団総会において討議される事項を準備する。

- (3) 教団総会で決議されたことを執行する。
- (4) 教団の財産を管理する。
- (5) 教団の働き人の任免を行い、職務の種類と条件を決定する。
- (6) 教憲、教規、宗教法人規則等教団総会の議決を要するもの以外の諸規定の制定及び改廃をする。
- (7) 他の教団または伝道団体及びスウェーデン聖約キリスト教会との公式連絡にあたり、伝道活動の協力援助に対する教団側また日本側の責任者となる。
- (8) スウェーデン聖約キリスト教会が推薦した宣教師を招聘して、その働きの内容と場所を決定する。
- (9) 教団活動を推進するため、各種局、部及び委員会を設置し、職員を任命してこれを指導監督する。
- (10) その他必要事項を処理する。

(代表役員)

第11条 代表役員及びその代務者は責任役員たる受按教職者の中から選出される。

2 代表役員は次の権限を持つ。

- (1) 教団の霊的指導者である。
- (2) 教団の法律上の代表者である。
- (3) 責任役員会の議長である。
- (4) 教団総会と責任役員会の決定に従って、教団の活動全般について指導し、責任を持つ。

(選挙委員会)

第12条 選挙委員会は教職者2名、各個教会の信徒1名で構成され、教団総会の選挙において別に定める選挙細則に基づき候補者を提議し、選挙を管理する。

(監事)

第13条 監事は2名とし、法令、規則、規定ならびに一般に公正妥当と認められる原則に従い、代表役員及び責任役員その他の代表者の行う法人の業務執行の準拠性を監査するほか、会計規定に従い、この法人の業務及び財産状況を監査し、責任役員会及び総会に報告するものとする。

2 監事の任期は2年とする。

(本部)

第14条 教団本部に必要な応じて局、部及び各種委員会を設置する。各局の局長は、責任役員会の指導監督を受けて同役員会議長と緊密な連絡のもとにそれぞれの業務を統括し、責任役員会に対して責任を負う。

(1) 議長室

- ア) 代表役員事務の補佐に関する事
- イ) 教団本部事務所の運営に関する事
- (2) 教務局
 - ア) 教職者の指導、研修、援助に関する事
 - イ) 教職志願者の審査、指導に関する事
 - ウ) 神学生の指導、援助に関する事
 - エ) 教師資格審査に関する事
 - オ) 教職者人事の異動に関する事
- (3) 開拓伝道局
 - ア) 教団が企画する開拓伝道に関する事
 - イ) 開拓伝道にあたる宣教師、働き人の住居配置等に関する事
 - ウ) 開拓伝道に従事する宣教師、働き人の援助に関する事
- (4) 教会協力伝道局
 - ア) 各個教会の充実発展及び伝道のための指導援助に関する事
 - イ) 合同集会に関する事
 - ウ) 青年、婦人、壮年等各協議会の連絡指導に関する事
 - エ) 各教会学校の連絡、教師養成指導に関する事
 - オ) その他共通行事の企画及び実施に関する事
- (5) 総務局
 - ア) 庶務、文書に関する事
 - イ) 教職者以外の人事に関する事
 - ウ) 責任役員会の準備、記録に関する事
 - エ) 渉外に関する事
 - オ) 他の局に属さない事
- (6) 財務局
 - ア) 教団財産の管理運営に関する事
 - イ) 金銭出納に関する事
 - ウ) 予算及び決算に関する事
 - エ) 給与に関する事
 - オ) 会計帳簿の整理及び保管に関する事
 - カ) 財務諸表の作成に関する事
- (7) 事務局
 - ア) 教団規定集に関する事
 - イ) 教団総会の準備、記録に関する事
 - ウ) 広報活動に関する事
 - エ) 教団本部事務に関する事
- (8) 厚生局
 - ア) 働き人の福利厚生（退職金、年金制度等を含む）に関する事

- イ) 厚生会に関する事
- ウ) 共済会に関する事
- (9) ユースセンター局
 - ア) ユースセンターの維持管理に関する事
 - イ) ユースセンターの企画運営に関する事

(各教会)

第15条 教団と各教会との関係は次の通りとする。

- (1) 教団は一教会の範囲を超える活動を分担し、各教会の宣教活動を援助指導する。また、教団は独自の開拓伝道を行う。
- (2) 各教会は役員会を組織し、教団の指導の下にその地域に対する福音宣教を自ら計画し推進して行くものとする。
- (3) 各教会の不動産などの固定資産は教団の名義として登録し、各教会はその使用、管理にあたるものとする。

(各教会役員会)

第16条 各教会は役員会を組織するものとする。

- 2 各教会の役員会は責任役員会に対して次の責任を負うものとする。
 - (1) 各教会資産の維持管理
 - (2) 各教会の予算編成、執行及び決算の実施並びに報告
 - (3) 教団との公式連絡

第3章 働き人

第17条 教団はその活動を行うため、働き人として教職者及び職員を雇用する。

- 2 各教会の働き人はその雇用にあたり、責任役員会の承認を得るものとし、教団の雇用条件及び諸規定に服するものとする。ただし、教団の援助を受けていない教会が自からの責任において、教職者以外の者を雇用する場合はこの限りではない。
- 3 働き人の給与、雇用条件、服務規定、その他必要な諸規定は責任役員会において定める。

(教職者)

第18条 教職者とは、神の召命を受けて宣教に献身することを誓約した者で、この教団で認められた者をいう。教職者の資格を次の正教師、教師及び伝道師の3種とする。

- 2 正教師は按手礼を受けた教師であって、教団が正教師と認めた者をいう。
- 3 教師は教団が認めた神学校の課程を修めた者をいう。

- 4 教師は3か年以上の実務経験を経て正教師となる資格を選考により付与される。
- 5 伝道師は教団の認めた神学校において2か年程度のコースを修めた者、あるいは教団がその信仰、人柄及び経験を認め、教団の指定する筆記試験と面接審査に合格した者とする。
- 6 伝道師は、この教団で3か年以上の実務経験を経た後に教師となる資格を付与されるが、教団の指定する筆記試験と面接審査に合格しなければならない。ただし、当教団以外の実務経験を持つ者については、教団の判断により3か年未満とすることができる。
- 7 夫婦共に教職者である場合は、一方のみが教団と雇用関係にあるものとする。ただし、任地の異なる場合はこの限りではない。

(主任牧師)

第19条 各教会の伝道牧会の責任を負う教職者1名をその教会の主任牧師という。主任牧師は教師以上の資格を有する者であつて、たとえ按手礼を受けていなくても、その牧会において聖礼典その他の儀式を執り行うことができる。

(開拓伝道主任者)

第20条 教団の企画する開拓伝道の責任を負う者1名を、その開拓伝道主任者という。開拓伝道主任者は教職者に限定されず、責任役員会によって任命を受け教団総会によって認証される。開拓伝道主任者が教師以上の資格を有する場合は、前19条と同様に、その伝道において聖礼典その他の儀式を執り行うことができる。

(定年)

第21条 働き人の定年は、教職者、職員共に満65才の誕生月の末日とする。

(嘱託)

第22条 働き人は退職後、特に必要とあれば、教団において嘱託として雇用することができる。ただし、契約期間は最長3年とする。なお、契約は更新することができる。

- 2 65歳以上の当教団以外の教職退職者の場合、教務委員会の推薦を得た者に限り、嘱託として雇用することができる。

第4章 附則

第23条 各教会は毎会計年度終了後、その年間の活動報告及び統計資料等を責任役員会に報告するものとする。

(制定、改廃)

第24条 この教規は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。ただし、その場合は教団総会の出席者の3分の2以上の同意を得て議決されなければならない。

- 2 この教規は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。